

Ⅶ

当期としての検討ポイントとは？ 見積り開示会計基準の 対応上の留意点

EY新日本有限責任監査法人
公認会計士

石川 仁

【この章のエッセンス】

●見積り開示会計基準では、画一的な開示ではなく、企業の実態に合った開示が求められているため、当期における開示内容は、当期の状況に応じた記載とすることが求められる。

●前期から大きな状況変化がないような場合でも、開示目的を踏まえて、開示内容が十分かどうか、継続的な改善を図ることが望ましい。

はじめに

2020年3月に企業会計基準委

員会より公表された企業会計基準31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(以下、「本会計基準」という)は、2021年3月31日以後終了する連結会計年度および事業年度の年度末に係る連結財務諸表および個別財務諸表から適用が開始されている。3月決算会社にとっては、この2022年3月期(以下、「当期」という)が適用開始2年目となる。

そこで、本章では、本会計基準の概要とともに、当期の開示内容を検討するうえでの留意点について解説する。なお、文中の意見に係る部分は筆者の私見である旨、あらかじめお断り申し上げる。

本会計基準の概要

(1) 開示目的

会計上の見積りは企業の置かれている状況に即して行われるものである。見積り方法や、見積りの基礎となる情報がどの程度入手可能であるかは各企業でさまざまであることから、見積りの不確実性の程度もさまざまとなる。この点に鑑みて、本会計基準では、会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示するという開示目的を設定し、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することが基本的な方針とされている(本

会計基準14項)。

したがって、本会計基準では、画一的な開示ではなく、開示目的に照らして企業の実態に合った開示が行われることが意図されている点に留意が必要である。

(2) 開示項目の識別

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるものうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスク(有利となる場合および不利となる場合の双方が含まれる)がある項目を開示対象として識別する。また、翌年度の財務諸表に与える影響を検討するにあたっては、影響の金額的な大きさおよびその発生可能性を総合的に勘案して判断することになるが、詳細な判断規準は示さないこととされている(本会計基準5項、22項)。

識別する項目の数については、企業の規模および事業の複雑性などにより異なると考えられるが、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別することから、比較的少数の項目になると考えられるとされている(本会計基準25項)。ただし、これは、多岐にわたる会計上の見積りのすべてについて